

対象

2018.8.31(Fri)－9.1(Sat)

大学生・法科大学院生・司法試験受験生
司法修習生・弁護士等

青年法律家協会 東京支部
修習生委員会共催

あなたは知っていますか？
ハンセン病差別の歴史を…

人権侵害の歴史

ハンセン病は希にしか感染・発症せず、投薬で完治する病気です。
しかし、国は「らい予防法」を制定し、ハンセン病への差別を煽り、
患者を国中から各地の療養所に強制収容しました。
その結果、患者たちは生涯、社会復帰が極めて困難な状況に追い込まれました。
2001年5月、熊本地裁は「らい予防法」を違憲と断じ国に損害賠償を命じました。
圧倒的な世論に押され、国は控訴を断念して判決が確定しました。
2016年5月には、最高裁長官が、患者の裁判を隔離された「特別法廷」で
開いていた問題について、「裁判所のあり方を深くおわび申し上げなければならない」と
謝罪の言葉を述べたことは記憶に新しいところです。
しかし、元患者への差別は根強く残り、元患者は失った「人生」を取り戻せません。

現場の声から考える

園内で生活する元患者の方から直接、被害の実態を聞き、裁判により何が回復できたのか、
今後何が求められているのかを考えてみませんか。

若手弁護士も多数参加します。

弁護士のやり甲斐や魅力についても、聞くことができます。

是非ご参加ください。

ところ 国立療養所 栗生楽泉園

2018年度
学生セミナー

